

安八町告示第5号

安八町職員措置請求に係る監査結果について

令和元年12月24日付で提出された住民監査請求書〔安八町職員措置請求書（以下「請求書」という。）〕について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第4項に基づき、監査した結果を下記のとおり公表する。

令和2年1月30日

安八町監査委員 清 伸二
安八町監査委員 碓井 昭夫

記

第1 監査の請求

1 請求人



2 請求書の受付

令和元年12月24日

3 請求の趣旨

請求人から提出された請求の趣旨及び事実を証する書面等は次のとおりである。
なお、請求の趣旨については原文のまま記載する。

監査委員は、安八町長に対し、平成30年12月25日に支出した、森部保育園食育出前講座材料費（998円）を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告せよ。

(添付書類)

本件に係る事実証明として、次の書類が提出された。

1. 平成30年度 支出負担行為決議書兼支出命令書
2. 平成30年度 証拠書類貼付台紙
3. 令和元年8月8日付 安総第3722号 情報公開請求却下通知書
4. 伺い 支出命令の取り消しについて
(平成27年度 大垣土木事務所との懇親会費)

5. 伺い 支出命令の取り消しについて
(平成28年度 大垣土木事務所との懇親会費)
6. 伺い 平成29年度一般会計予算執行における議会費の⑭使用料及び賃借料
(タクシー代) の戻入れについて (戻入れ金額175,250円)

第2 請求の受理

監査の実施にあたり、本件請求は、所定の形式要件は具備しているが、法第242条の要件に適合しているかどうかを慎重に判断する必要があったため、令和元年12月25日に清伸二監査委員並びに碓井昭夫監査委員の合議により、これを受理した。

第3 監査委員の判断 [法第242条の要件による判断]

住民監査請求は、法第242条の規定に基づき、町長や町職員等の違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、住民が直接その是正や防止、損害の補填を求めて監査委員に監査を請求する制度である。

本件請求で請求人は、安八町長に対し、平成30年12月25日に支出した、森部保育園食育出前講座材料費(998円)を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告することを請求している。

このことから、本件請求は、財務会計行為を対象とした住民監査請求の要件を満たしていると判断し、監査を実施することとした。

第4 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、令和2年1月27日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、令和2年1月27日に欠席の連絡があったため陳述は実施しなかった。

また、同期日に新たな証拠の提出もなかった。

2 監査の実施

(1) 監査対象事項

法第242条の規定に基づき、本請求の趣旨のとおり公金の支出が違法若しくは不当であり、かつ、監査委員の判断がされた日において安八町に損害が現実に

発生していたのか否かについて、令和元年12月25日、令和2年1月27日に監査を実施した。

(2) 監査対象課

監査対象課を保健センターとし、必要な資料の提出を受けるとともに関係職員から事情を聴取した。



第5 事実関係の確認

1 監査対象事項について

関係課(職員)からの事情聴取、関係資料の調査及び確認の結果、関連する事項を含め次の事項を確認した。

- (1) 平成30年12月11日(火)、安八町立森部保育園にて、同園園児(以下「園児」という。)が、「食育」をとおして安八町食生活改善推進員(以下「ヘルスマイト」という。)と交流(以下「食育出前講座」という。)をした。
- (2) 食育出前講座にてヘルスマイトは、ごへいもちを調理した。
- (3) (1)にいう食育出前講座の目的は、次代を担う子どもたちが「食育」を通じて心身ともに健やかに育つよう食育推進の環境づくりを図ることであった。
- (4) 本件請求にいう公金の支出は、(2)の材料費であった。

第6 判断に当たっての関係法令等について

1 安八町食糧費取扱基準

食糧費を支出するにあたり、その執行基準(会食経費、茶菓子及び弁当代、緊急時用経費、予算執行、その他)が規定されている。

2 地方財政法第4条第1項

地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。

3 法第232条第1項

普通地方公共団体は、当該地方公共団体の事務を処理するために必要な経費その他法律又はこれに基づく政令により当該普通地方公共団体の負担に属する経費を支弁するものとする。

第7 監査の結果

本件請求については、次のように決定した。

本件請求で請求人は、「令和元年7月27日付にて、森部保育園食育出前講座材料費に関して「998円の明細が分かるもの」について情報公開請求をしたところ、令和元年8月8日付、情報公開請求却下通知書「安総第3722号」にて情報公開請求が却下された。却下の理由は「当該請求に係る行政情報は、当該実施機関の職員が組織的に用いるために職務上作成していない。このことから、安八町情報公開条例（以下「条例」という。）第2条第1項第2号に規定する行政情報は不存在である。よって、当該請求に係る行政情報は、条例第10条第1項第1号（法的不存在）に規定する行政情報であるため。」であったとし、かつ、「平成30年度 支出負担行為決議書兼支出命令書の備考、摘要には「森部保育園食育出前講座材料費」としか記載されておらず、どのような目的の支出であったのか、その目的は達成されたのか、また、その結果がどのように町政に反映されたのか検証されなければならない支出である。」とした上で、公費を使用する以上はこれらの書類を作成し会の内容や結果を記録し、これらの情報を今後様々な施策に活用できる状態にしておかなければならないことは言うまでもない。また、「998円の明細が分かるもの」についても何も記録がなく、公金の支出により材料を購入したとのことであるが、その明細が不明であり、何を購入したのか、本件に必要なものまで購入していないか等、公費の支出に際して、疑義が持たれるものである。疑義が持たれるものであれば、「伺い 平成29年度一般会計予算執行における議会費の⑭使用料及び賃借料（タクシー代）の戻入れについて」と同様に戻入れがされなければならないものである。」と主張している。

本件請求が町に損害を与えたか否かの判断に先立ち、本件請求にいう食育出前講座について検討した。

保健センターの説明によれば、ヘルスマイトは、安八町における健康づくりの案内役であり、食育出前講座は、第5 事実関係の確認／1 監査対象事項について／（3）のとおり、次代を担う子どもたちが「食育」を通じて心身ともに健やかに育つよう食育推進の環境づくりを図るために開催されたものであった。

その中で、本件請求にいう公金の支出は、同／（4）のとおり、食育出前講座にて同／（2）の材料費に係る公金（食糧費）の支出であった。

この公金（食糧費）の支出は、明日を担うひとを育むまちづくりの実現のためには欠かすことのできない、安八町の将来を担う子どもたちの成長のために費消したものであり、また、本件請求にいう公金の支出は、安八町食糧費取扱基準に沿った食糧費の支出であった。

併せて、請求人は、請求書中、請求の理由にて、「公費の支出に際して、疑義が持たれるものであれば、「伺い 平成29年度一般会計予算執行における議会費の

⑭使用料及び賃借料（タクシー代）の戻入れについて」と同様に戻入れがされなければならないものである。」としているが、監査にて客観的事実と整合し、その信用性を覆す事情がない場合には、手控えや記憶を根拠として事実を認定することに差し支えないものと判断した。

よって、請求人の主張には理由がないと判断し、これを棄却する。

第8 監査委員の意見

なし。

